

安全保障理事会決議 1983 (2011)

2011 年 6 月 7 日、安全保障理事会第 6547 回会合にて採択

安全保障理事会は、

HIV の流行が始まってから 30 年間、6000 万人以上の人々が感染し、2500 万人以上が死亡した AIDS によって 1600 万人以上の子どもが孤児となったことを深く懸念し、

「アフリカ情勢：アフリカにおける平和と安全への AIDS の影響」に関する 2000 年 1 月 10 日の会合、ならびに「HIV/AIDS および国際平和維持活動」に関するその後の諸会合を想起し、安保理諸決議 1308 (2000)、1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009)、1894 (2009)、1960 (2010) を含む、全ての安保理の関連諸決議および全ての関連安保理議長諸声明の、補完的な方法での、継続的かつ完全な履行に対する安保理の公約を再確認し、

地方、国家、地域および国際的な水準での、更新された取組を必要とする、予防、治療、ケアおよび支援への普遍的なアクセスの目標に向けた公約を含む、2001 年の HIV/AIDS に関する公約宣言 (A/RES/S-26/2)、および 2006 年の HIV/AIDS に関する政治宣言 (A/RES/60/262) を再確認し、

MDG 首脳会談成果文書 (A/RES/65/1) および平和維持活動特別委員会の報告書 (A/65/19) を想起し、

HIV/AIDS (2001) の公約宣言および AIV/AIDS の政治宣言 (2006) の履行に関する事務総長報告書 (A/65/797) に留意し、

HIV は社会の発展、進展および安定に最も恐るべき挑戦を投げかけまた例外的かつ包括的な地球規模の対応を必要とすることを確認し、また加盟国、公的および私的パートナーシップ、非政府組織の先例のない地球規模の対応、またこの対応の形成において市民社会、共同体および HIV に罹り影響を被る個人の重要な役割に感謝しつつ留意し、

HIV と AIDS に対処する総会および経済社会理事会の重要な役割、ならびにその流行に対する地球規模の取組において、個別の職務権限に沿って、支援を行うすべての関連する国際連合諸機関の、調整された取組への継続する必要性を強調し、

すべての適切な場における、地球規模、地域、国家および地方の HIV および AIDS への

対応を調整しまた強化する、国際連合同エイズ計画（UNAIDS）による取組および HIV ならびに AIDS に対応するために、資源を含む、国際的な支援を動員し提供することで AIDS、結核およびマラリアと闘うグローバル基金の中心的な役割を称賛し、

HIV の蔓延は社会のすべての分野および水準への、特異な甚だしい影響を有し、また紛争中および紛争後の状況においてこれら影響はより深刻に感じられることを確認し、

紛争中および紛争後の状況における暴力と不安定な状態は、特に、人々の大規模な移動、状態の不安定さの拡大、紛争関係の性的暴力および医療ケアの限定されたアクセスを通じて、HIV の流行を悪化させうることをさらに確認し、

女性と少女は特に HIV によって影響を被ることを確認し、

性およびジェンダーに基づく暴力を阻止し、HIV にさらされる女性のリスクを制限する取組において女性をエンパワーし、また紛争中および紛争後の状況において母親から子供への HIV の直接的な感染を予防することに向けた統一された取組の重要性を強調し、

職務権限として与えられている場合には、平和維持活動による市民の保護は、特に紛争関連の性的暴力の予防を通じて、HIV および AIDS への統合されたアプローチに貢献しうることに留意し、

国連ミッションの要員の健康と体調への、HIV の悪影響が継続していることを強調し、健康関連の問題が、2000 年以降現地における死亡の主要な原因となっていることを利用可能な統計が示していることを懸念し、

国連ミッションの展開の準備における、多くの加盟国の制服要員および国連の文民要員による、自発的また匿名の検査およびカウンセリング、計画を含む、HIV 予防、治療、ケアおよび支援を履行する取組を歓迎し、

国際の平和と安全の維持への安保理の主要な責任を留意し、

1. 紛争中および紛争後の状況における HIV の流行の影響を抑制するために緊急かつ調整された国際的な行動が求められ続けていることを強調する。
2. HIV の流行と闘いまたその影響を緩和するために、地方、国家、地域および国際的な水準での効果的また調整された行動の必要性、ならびにこの問題に対処するために加盟

国を支援する国連の一貫した対応の必要性を留意する。

3. 女性に対する HIV および AIDS の不均衡な負担がジェンダー平等と女性のエンパワメントへの一貫した障壁であり課題の一つであることに留意し、また、加盟国、国際連合諸機関、国際金融機関および他の関連する利害関係者に対して、紛争中また紛争後の状況において HIV に罹りまたは影響を被る女性に対して持続的な支援を提供するために、国家医療制度および市民社会のネットワークの能力の発展および強化を支援することを促す。
4. 国連平和維持活動が HIV および AIDS への統合された対応の重要な貢献となりうることを確認し、権限を付与された活動および脆弱な共同体へのアウトリーチ事業における HIV の啓蒙活動の組み入れを歓迎し、またそのような活動をより一層進めることを奨励する。
5. HIV および AIDS に関連する汚名と差別を減らす要因として、HIV および AIDS 予防、治療、ケアおよび支援への国連ミッションの文民および軍事の指導者による強力な支援の重要性を強調する。
6. 事務総長に対して、紛争予防および解決、国際の平和と安全の維持、紛争に関連する性的暴力の予防および対応、また紛争後の平和構築に直接関連する活動において、女性と少女を含み、HIV に罹りその影響を被りまた無防備である人々の HIV に関連する必要性を考慮することを要請する。
7. 国家機関への支援を含み、平和維持活動の権限を付された任務の履行における自発的および匿名のカウンセリングと検査計画を含む、治安部門改革（SSR）および武装解除、動員解除、社会復帰（DDR）の過程への HIV 予防、治療、ケアおよび支援を、適切な場合には、組み入れることを招請し、また国連の駐留の他の編成への移行中またその後における、そのような予防、治療、ケアおよび支援の継続を確実にする必要性を招請する。
8. 国連ミッションにおける HIV 予防活動を強化する必要性を強調し、「国際連合平和維持活動における HIV/AIDS ユニットの役割および機能に関する DPKO/DFS 政策指針」に留意し、また事務総長に対して、国連ミッションの HIV および AIDS 啓蒙活動および予防計画の履行を確実にすることを要請する。
9. 事務総長に対して、国連ミッションにおける、性的搾取および暴行についてゼロ・トレランス政策を履行するための取組を継続し強化することを要請する。

10. 国連ミッションに展開される制服要員および文民要員のための、持続可能な HIV および AID 予防、治療、ケアおよび支援、能力開発、ならびに計画および政策構築の開発および履行への、関連する国家機関を通じての、加盟国間の継続された協力を歓迎しまた招請する。
  
11. 事務総長に対して、適宜、安保理にさらなる情報を提供することを招請する。